

平成26年 1月 8日

静岡県社会保険労務士会長 様

日本年金機構静岡年金事務所長

日本年金機構中部ブロック本部
静岡事務センター長

法人役員の被保険者資格及び受託事業所調査について

平素より日本年金機構が行う業務について、ご理解、ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記に掲げる事項につきご理解いただき、適用調査業務の円滑な事務処理にご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 法人役員の被保険者資格に係る事項

法人役員の被保険者資格については、下記通知及び判断材料が示されており、今後はこの取扱いにより各年金事務所とも被保険者資格の判断をすることとなりますのでご協力をお願いします。

なお、この資格の取扱いにつきましてはさまざまなケースが予想されます。判断が困難な場合は、その都度各年金事務所へお問合せいただきますよう宜しくお願いします。

(参考資料として、日本年金機構ホームページにて公表済みの疑義照会回答を添付します)

【昭和24年7月28日保発第74号通知】

法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であって、他面その法人の業務の一部を担任している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保

険者として取り扱って来たのであるが、今後これら法人の代表者または業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。

なお、法人に非ざる社団又は組合の総裁、会長及び組合長等その団体の理事者の地位にある者、又は地方公共団体の業務執行者についても同様な取り扱いと致されたい。

【日本年金機構本部から示された判断材料】

労務の対償として報酬を受けている法人の代表者又は役員かどうかについては、その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい。

★判断の材料例

1. 当該法人の事業所に定期的に出勤しているかどうか。
2. 当該法人における職以外に多くの職を兼ねていないかどうか。
3. 当該法人の役員会等に出席しているかどうか。
4. 当該法人の役員への連絡調整又は職員に対する指揮監督に従事しているかどうか。
5. 当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっていないかどうか。
6. 当該法人等より支払いを受ける報酬が、社会通念上労務の内容に相応したものであって実費弁償程度の水準にとどまっていないかどうか。

なお、上記項目は、あくまで例として示すものであり、それぞれの事案ごとに実態を踏まえ判断されたい。

2. 受託事業所の調査に係る事項

年金事務所が実施する事業所調査には、総合調査や定時決定時調査（算定調査）、情報提供に基づく調査などがありますが、計画的に実施可能な総合調査や定時決定時調査（算定調査）は、各年金事務所が年間計画や月間計画を策定し行うこととなっています。

社会保険労務士受託事業所につきましても、総合調査だけでなく、定時決定時調査やその他の調査に該当する場合があることをご承知おき願います。

なお、計画的に実施する社会保険労務士受託事業所の調査日程等につきましては、近隣年金事務所間で調整を行うこと、社会保険労務士会各支部において例年実施させていただいている算定事務説明会時に、その年の計画を連絡すること、の2点を、県内各年金事務所に指示しておりますので、あわせて宜しくお願いいたします。

担 当

静岡年金事務所

厚生年金適用調査課

永 倉

Tel054-284-4311

静岡事務センター

管理・厚生年金適用G

折 谷

Tel054-655-0331